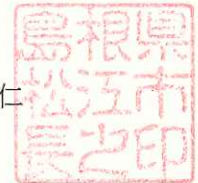


松江市告示第 314 号

松江市出納員に対する事務委任の件（平成 17 年松江市告示第 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 16 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後		改正前	
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 171 条第 4 項の規定により、会計管理者をして次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ当該右欄に掲げる課又はかいに置く出納員に委任し、及び委任を受けた出納員をしてその事務の一部を当該課又はかいに置く分任出納員に委任した。		地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 171 条第 4 項の規定により、会計管理者をして次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ当該右欄に掲げる課又はかいに置く出納員に委任し、及び委任を受けた出納員をしてその事務の一部を当該課又はかいに置く分任出納員に委任した。	
事務	課(かい)	事務	課(かい)
略		略	
都市計画線及び地域地区証明手都市政策数料、低未利用土地等確認手数料、課都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく開発行為許可申請等手数料、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)に基づく優良宅地造成認定申請手数料、開発登録簿の写し交付手数料、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)に係る許可申請等手数料、図面及び出版物の売却代金、行政財産使用料並びに財産貸付料の		都市計画線及び地域地区証明手都市政策数料、低未利用土地等確認手数料、課都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく開発行為許可申請等手数料、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)に基づく優良宅地造成認定申請手数料、開発登録簿の写し交付手数料、 、図面及び出版物の売却代金、行政財産使用料並びに財産貸付料の	

収納		収納	
略		略	

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。